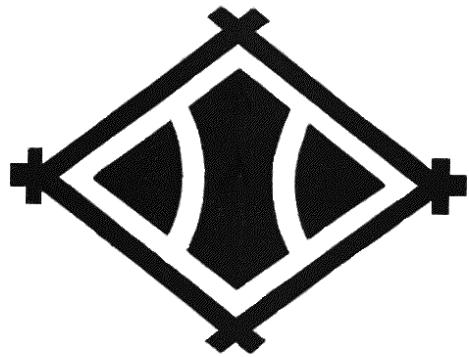


令和5年度

いじめ防止基本方針



八幡浜市立松蔭小学校

令和5年度 松蔭小学校いじめ防止基本方針

八幡浜市立松蔭小学校

I いじめ問題に対する基本的認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条）

2 基本認識

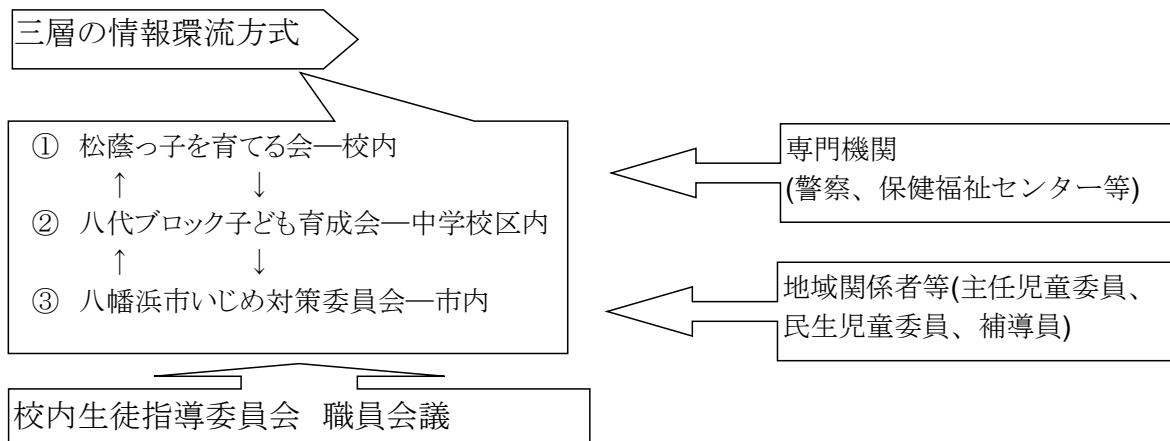
本校では、全職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送るために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

〔いじめ防止のための基本事項〕

- (1) いじめを許さない、見過ごさない、という雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のため、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけではなく各種団体や関係機関と連携・協力して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

II 推進体制

1 三層の情報環流方式



2 職務別の役割

(1) 学級担任等

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- (2) 養護教諭
 - ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- (3) 生徒指導担当
 - ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- (4) 管理職
 - ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
 - ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
 - ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。
 - ・ 校内の生徒指導体制を確立する。

III いじめの防止

1 未然防止のための取組

(1) 日常生活の留意点

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

(2) 道徳の時間

- ・ 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。(※ いじめ問題・不登校対策年間計画 別紙1)

2 授業づくり

(1) 一人一人が活躍できる学習活動

- ・ 「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - ◇ なかよし活動での異学年交流の充実
 - ◇ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ◇ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリント等の工夫

(2) 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

- ・ 年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

3 仲間(集団)づくり

(1) 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

- ・ 朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせる。認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようとする。

(2) 人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交

流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に関わる体験活動の推進を行う。

4 校内研修・職員会議

(1) 校内研修

- 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも学期に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないよう、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

(2) 職員会議

- 生徒指導主事を担当者として、職員会議において事例報告や具体的な対応について全教職員の共通理解を図る機会を設定し、学校として共通の指導及び対応を行う。必要に応じて臨時の職員会議を行い、迅速な対応に努める。

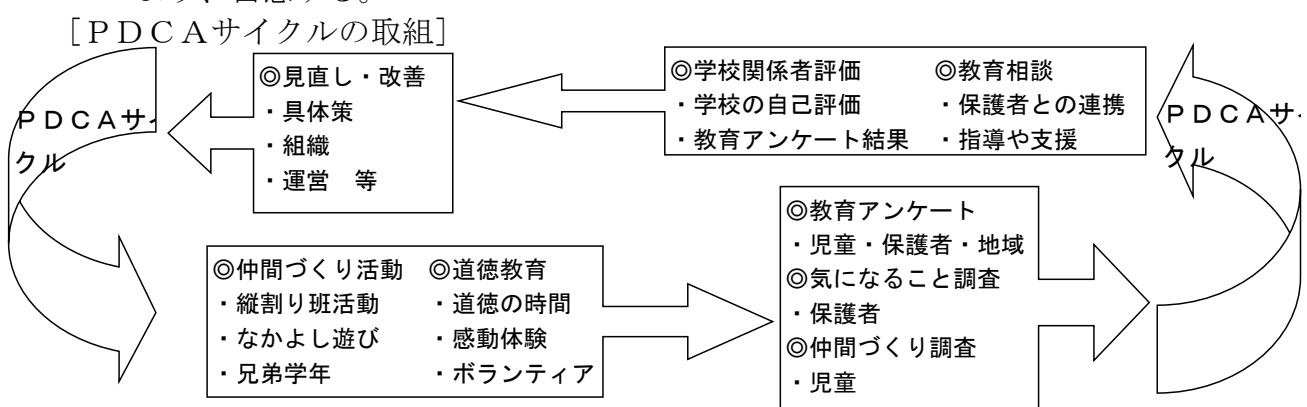
5 評価

(1) 学校評価

- 学校評価においては、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善に取り組む。
(※ 肯定的評価数値 90%以上)

(2) 学校関係者評価

- 評価結果については、学校関係者評価委員会等で、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等について評価されるよう、留意する。



IV 早期発見

1 日常的な取組

(1) 早期発見のための留意点

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

(2) 早期発見の手段

- 様子に変化を感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたらすとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談を実施して当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

2 発見のチェックポイント(留意点)

(1) 学校生活

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間、放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う
- ・ 養護教諭と連携し、保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもとの違いに気付いた時は、その機会を捉え悩みを聞く。

(2) 校外生活

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の様子を確認する。

3 教育相談活動

(1) 定期相談

- ・ 日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくり、児童との信頼関係のもとに毎月の相談週間を設定して実施する。

(2) 臨時相談

- ・ 様子に変化が見られる児童や気になる事例等が発生した場合等、必要に応じて緊急の教育相談を行い、情報の収集と実態を把握し、迅速な対応に努める。

(3) チャンス相談

- ・ 休み時間や放課後の活動を活用して児童と積極的に関わり、対話やつぶやきの受け答え等を通して相談活動を行う。

4 アンケートや調査

(1) 情報の収集と活用

- ・ 「家庭で気になること調査」「仲間づくりアンケート」を学期1回行い、児童の悩みや人間関係を把握していじめのない学校づくりを目指す。
- ・ 「学校評価アンケート」(児童、保護者、地域)を年2回実施し、きめ細かな情報収集に努めると共に、実態に応じて実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。

5 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

(1) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。(松蔭っ子ノートの活用)
- ・ 学校(教職員)や家庭(保護者)に話すことができない場合は、いじめ問題などの相談窓口や保健センター等の利用も検討する。

(2) 家庭への啓発

- ・ 児童・保護者との情報交換や連絡を密にし、信頼関係を構築していじめに関する相談を行うことができる体制を整える。
- ・ 校報や学級通信、生徒指導だより、保健室通信等を通して、啓発活動に努める。

V いじめに対する措置

1 被害児童と保護者・家族のケア

(1) 情報収集

- ・ いじめられた児童から事実関係の聴取を行う場合、いじめられている児童にも

責任があるという考え方はず、「本人が悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

- ・児童・保護者の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。

(2) 家庭訪問

- ・家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめられた児童・保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員でいじめられた児童の見守りを行う等、児童の安全を確保する。

(3) 安全・安心な環境

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(4) 関係・専門諸機関の活用

- ・心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者等、状況に応じて外部専門家に協力を依頼する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、関係諸機関と連携して必要な支援を行う。

＜いじめが解決している状態＞

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を共有し、きめ細かな対応や支援に活用する。

2 加害児童の指導と保護者・家族への対応

(1) 情報収集

- ・いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、謝罪及び今後の対応について指導と支援を行う。
- ・児童・保護者の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。

(2) 家庭訪問

- ・家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事実関係を確認したら、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) 指導と支援

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体及び財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心と安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的

配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。

- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることもある。（※ 懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意する。）

(4) 関係・専門諸機関の活用

- ・ 必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

3 周囲の児童への対応

(1) 事例についての指導と支援

- ・ 見ていた児童に対して、いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ 同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(2) 解決への対策

- ・ 学級会等で話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(3) 解決に向けての留意点

- ・ いじめの解決は、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

4 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚後直ちに削除する措置をとる。
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・ こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・ 児童の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 関係機関等との連携

(1) 学校・警察連絡協議会

- ・ 毎月1回、市内各小・中・高の学校代表と、警察署、青少年センター、市教委、補導員等が情報交換を行っている。各学校から、児童・生徒の生活状態、発生した事例等について報告し、指導内容や経過について共通理解を図っている。
- ・ 本校が所属する八代ブロック（中学校区内の小・中学校）では、協議会の後、情報交換の場を設定して、詳細な情報を交換し、指導や支援に役立てている。

(2) 市いじめ問題等緊急支援委員会

- ・ 本市の「いじめ対策委員会」のメンバーを中心に、重大事態発生時（下記）に対応することを目的とした組織を設置している。
- ・ 必要に応じて各校の生徒指導に関連した組織と連携し、問題の早期解決にむけ

て指導や支援を行う。

(3) 対応サポートチーム

- ・ 心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者等、状況に応じて外部専門家に協力を依頼し、サポートチームを編成して事例への対応サポートを行う。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の意味

(1) 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

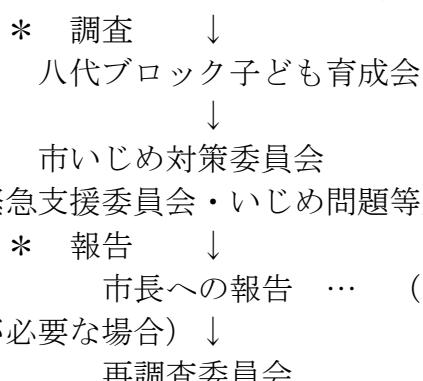
- ・ 年間30日を目安にする。一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査する。

2 重大事態の報告

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、八幡浜市教育委員会を通じて市長へ報告する。

○重大事態の発生 → 松蔭っ子を守り育てる会（緊急会議）



3 調査及び組織

(1) 調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、市教委は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教委が主体となって行う場合を考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教委が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委において調査を実施する。

(2) 調査を行うための組織について

組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

令和5年度 いじめ問題・不登校対策年間計画

八幡浜市立松蔭小学校

		校内対策	校外対策
実態把握（毎週水曜日情報交換）、定期教育相談、校内研修、児童の活動、PTA活動、講演会 等		ブロック協議会、地域社会との連携、小中連携、諸団体との連携 等	
一学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・引継と情報交換、指導部会 ・生徒指導委員会 ・いじめ防止基本方針の確認 ・「いじめ問題・不登校対策の対応」 ・学級PTA ・家庭訪問（希望家庭） ・実態把握（児童観察・日記等） ・松蔭っ子ノートの作成 ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 ・新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見等対策 	<ul style="list-style-type: none"> PTA ☆松蔭小子育て5か条の提言の具現化・啓発 ☆家庭教育支援事業との連携 ・学警連
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育相談員定期訪問 ・生徒指導委員会 ・松蔭っ子を育てる会 ・「松蔭っ子ノート」の作成 ・校内研修「特に配慮を要する児童について」 ・実態把握「仲間づくりアンケート」と教育相談 ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 ・マスク着用等による偏見等対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事研修会 ・八代ブロック子ども育成会 ・市教研ブロックの小中連携による対策 ・JRC活動 ・学警連 ・元気ノートの活用（年間）
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「家庭で気になること調査」と教育相談 ・生徒指導委員会 ・実態把握（児童観察・日記等） ・家族参観日 ・学級PTA ・松蔭っ子ノートの活用 ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 ・マスク着用等による偏見等対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・市いじめ対策委員会 ・公民館三世代交流運動会 ・あいさつこだま運動 ・学警連
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・地区別懇談会 ・個人懇談会 ・家庭訪問「配慮を要する児童への手立て」 ・実態把握（児童観察・日記等） ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 ・松蔭っ子ノートの活用 ・マスク着用等による偏見等対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつこだま運動 ・学警連
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・市就学教育相談 ・生徒指導委員会 ・家庭訪問「配慮を要する児童への手立て」 ・校内研修「人権・同和教育」 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導夏季研修会 ・サマースクール
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・実態把握と教育相談 ・親子で交流「手作り参観日」 ・松蔭っ子ノートの活用 ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつこだま運動 ・学警連
二学 期	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育相談員定期訪問 ・生徒指導委員会 ・第2回「家庭で気になること調査」 ・市いじめ問題に関するアンケート、教育相談 ・松蔭っ子を育てる会 ・人権参観日 ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 ・松蔭っ子ノートの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・八代ブロック子ども育成会 ・八代ブロック人権・同和教育講演会 ・あいさつこだま運動 ・学警連
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・親子奉仕活動 ・実態把握「仲間づくりアンケート」 ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 ・松蔭っ子ノートの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ふれあい交流会 ・お四国山史跡ウォーク（公民館） ・市いじめ対策委員会 ・あいさつこだま運動 ・学警連
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握（児童観察・日記等） ・生徒指導委員会 ・個人懇談会 ・家庭訪問「配慮を要する児童への手立て」 ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 ・松蔭っ子ノートの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつこだま運動 ・学警連
三学 期	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・松蔭っ子を育てる会 ・家庭訪問「配慮を要する児童への手立て」 ・実態把握と教育相談 ・松蔭っ子ノートの活用 ・市いじめ問題対策に関するアンケート、教育相談 ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・市教研ブロックの小中の連携による対策 ・八代ブロック子ども育成会 ・あいさつこだま運動 ・学警連
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・第3回「家庭で気になること調査」 ・実態把握「仲間づくりアンケート」 ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 ・松蔭っ子ノートの活用 ・学級PTA 	<ul style="list-style-type: none"> ・市人権・同和教育研究大会 ・市いじめ対策委員会 ・民生児童委員会 ・あいさつこだま運動 ・学警連
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・校内研修「成果と課題」 ・実態把握（児童観察・日記等） ・「いじめの実態把握と発見のチェックポイント」を活用しての情報交換 ・松蔭っ子ノートの活用 ・引き継ぎ文書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学入学説明会 ・小中連携による対策（卒業生の引継） ・学警連